

れんごう中越地協

第846号2015.1.21
連合中越地域協議会
長岡市東蔵王2-2-68
TEL 0258-24-0515
FAX 0258-24-8930
発行人 矢島 良彦
定価 1部10円
購読料は会費に含む



「新春対談」連合中越地協四役が揃う

2015年仕事始めで重点課題・産別課題等々を語り合う

2015年の連合中越地協は仕事始めにあたり、1月6日(火)17時から恒例の地協四役新春対談(通称・吹く会)を行った。この対談には、SJネット委員会石塚委員長と齋藤事務局長が加わって重点課題・産別課題等々を語り合った。

新春対談は、毎年恒例で連合中越地協の組合員への信頼度のバロメーターと考える必要がある。そういう意味で労働組合として組合員から信頼を得てこなかった結果だろうし、組織を強化するうえで「政治は切っても切れない」というところがまだ希薄だと反省しないといけない。

「なぜ、政治を取り組むのか」を理解しても、それが、それぞれに産別方針を組み立てられていくだろう。好循環を引き出すには賃上げしかないが、地方では中々厳しい。

統一地方選は衆議院選挙を見ても、組織の力が「風頼み」ところがあつて、野党という

弱さがある。選挙は、組合員への信頼度のバロメーターと考える必要がある。そういう意味で労働組合として組合員から信頼を得てこなかった結果だろうし、組織を強化するうえで「政治は切っても切れない」というところがまだ希薄だと反省しないといけない。



00円以上上がった。春闘を前に不安定要素が世界的にあることは懸念材料だ。ここは政権にしっかりと取り戻してほしい。しばらく様子うかがいがいいが、来たるべき総選挙の時連合の存在意義を出していきたい。一年間楽しく、ポジティブに運動し組織強化につなげていこう。

まず事務局から、各支部・各産別単組等の旗開きについて、議長・副議長で分担することを報告し各労組等への出席を確認した。続いて、各種会議日程、年間事業課題等の対談素材を資料提示し、各産別課題等から対談がはじまった。

地方創生といっているが、地方では既に様々な知恵を出し創意工夫している。むしろ国・中央が縦割り行政になつていて、地域主権にならないのが実態だ。お金を落とせばいい、トップダウンで行けば何とかなると思つていて、地方創生なから地方の力が発揮できるように国の政策が必要だ。自治労的にも政策提言に力を入れていきたい。市民の皆さんとの協働も重要になる。

株式上場が大きな課題だ。一方、現場では、仕事に追われて上場となる会社なのかと感ずることがある。組合員の意識も多様だ。労働組合的にも将来を

担う若者が育っていないことや様々に風通しの悪さも心配だ。2年一期で課題対応を行っている。現状は道半ばだ。大きくは賃上げ・春闘と統一地方選がメインだ。JAMは賃金構造維持プラス前年より3から4千円上乘せしている。目標が高く掲げられていて、過日、賃金討論集会をやったが、構成している組織の8割が中小なので、非常に厳しい声があつた。2月の要求書提出に向けて共闘していくことが重要だ。

電機産業としても規制緩和により車両関係や医療関係へのビジネスチャンスは広がってきており、少しずつ良くなつてくるのだから、春闘は、大手にならつた形となるようだが、賃金カーブプラス2%で要求できるか否か、中小は厳しい課題がある。

が、今年暮らしぶりはどうなるだろう。実質賃金は25年7月から17カ月マイナスが続き、昨年11月確報値は△2.7%だった。さらにインスタント食品をはじめ値上げラッシュが暮らしを直撃し、厳しい生活が予想される。少なくとも賃金構造維持プラス2%の賃上げが必要だ。▼ガソリン・灯油価格が値上がりしていないことは喜ばしいが、シエールオイルへの意図的な競争による資源輸出の影響が、いづれ現れる懸念がある。▼26日から通常国会が始まる。昨年廃案となつた労働者派

が、今年暮らしぶりはどうなるだろう。実質賃金は25年7月から17カ月マイナスが続き、昨年11月確報値は△2.7%だった。さらにインスタント食品をはじめ値上げラッシュが暮らしを直撃し、厳しい生活が予想される。少なくとも賃金構造維持プラス2%の賃上げが必要だ。▼ガソリン・灯油価格が値上がりしていないことは喜ばしいが、シエールオイルへの意図的な競争による資源輸出の影響が、いづれ現れる懸念がある。▼26日から通常国会が始まる。昨年廃案となつた労働者派

が、今年暮らしぶりはどうなるだろう。実質賃金は25年7月から17カ月マイナスが続き、昨年11月確報値は△2.7%だった。さらにインスタント食品をはじめ値上げラッシュが暮らしを直撃し、厳しい生活が予想される。少なくとも賃金構造維持プラス2%の賃上げが必要だ。▼ガソリン・灯油価格が値上がりしていないことは喜ばしいが、シエールオイルへの意図的な競争による資源輸出の影響が、いづれ現れる懸念がある。▼26日から通常国会が始まる。昨年廃案となつた労働者派

が、今年暮らしぶりはどうなるだろう。実質賃金は25年7月から17カ月マイナスが続き、昨年11月確報値は△2.7%だった。さらにインスタント食品をはじめ値上げラッシュが暮らしを直撃し、厳しい生活が予想される。少なくとも賃金構造維持プラス2%の賃上げが必要だ。▼ガソリン・灯油価格が値上がりしていないことは喜ばしいが、シエールオイルへの意図的な競争による資源輸出の影響が、いづれ現れる懸念がある。▼26日から通常国会が始まる。昨年廃案となつた労働者派

が、今年暮らしぶりはどうなるだろう。実質賃金は25年7月から17カ月マイナスが続き、昨年11月確報値は△2.7%だった。さらにインスタント食品をはじめ値上げラッシュが暮らしを直撃し、厳しい生活が予想される。少なくとも賃金構造維持プラス2%の賃上げが必要だ。▼ガソリン・灯油価格が値上がりしていないことは喜ばしいが、シエールオイルへの意図的な競争による資源輸出の影響が、いづれ現れる懸念がある。▼26日から通常国会が始まる。昨年廃案となつた労働者派

が、今年暮らしぶりはどうなるだろう。実質賃金は25年7月から17カ月マイナスが続き、昨年11月確報値は△2.7%だった。さらにインスタント食品をはじめ値上げラッシュが暮らしを直撃し、厳しい生活が予想される。少なくとも賃金構造維持プラス2%の賃上げが必要だ。▼ガソリン・灯油価格が値上がりしていないことは喜ばしいが、シエールオイルへの意図的な競争による資源輸出の影響が、いづれ現れる懸念がある。▼26日から通常国会が始まる。昨年廃案となつた労働者派

れからだ。年末は政治離れが進んでいる中で、自主的にやってくれた。統一地方選に向けて、組織内議員もいるので「なぜ政治・選挙」を含めて組合員へのコミュニケーションを取っていききたい。子供の数が減っている関係で先生の数も減る。結果として組合員が減少となり、財政的に厳しく組織見直しなどの課題がある。また、新潟市に関わる権限での組織的扱いも課題だ。

委員長の来年度は、SJネット委員の多くが留任して、ネット委員長の活動をしっかりやりたい。

「おめでとう！」と激励。あらためて乾杯！地協からお祝いを渡し、いつ生まれたんだ？名前は何？の問いに「12月19日。莉子です」。りこちゃんか。かわいいね。▼今から酒飲んだらクルクルパード。ビール3本ください。▼クレマーはどうか？火弱い。ガスの始末書。▼新しいのを入れたはずだよ。でも無いよ。▼もう一升空。次は参乃〇州と続いたが、でも、クルクルパーはでなかった。尚、議長・事務局長・組合員が、アンクルに入らなかつた。乱文お許しください。

サラリーマン川柳(寒くなり 朝は布団に フォール負け)(妻子より 返事するだけ 部下かわいい)(狭き門 息子に通れと 肥満母)(歩くふり 棒に当たらぬ 営業マン)

チェック! 新潟県 地域別最低賃金 715円

サラリーマン川柳 (一息で 消せないローンク 歳を知る) (まかせとけ きつとだれかが やるだろう) (おお怖い 更衣室という 裁判所) (誕生日 ママの得意な 手ぬき寿司)



今すぐ
チェック!

最低賃金って、働く人や雇う人、すべての



最低賃金制度は 働くすべての人に、賃金の 最低額を保障する制度です。

最低賃金は最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者(事業主)は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。



都道府県ごとに決められていて すべての人に適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者とその使用者に、特定最低賃金は特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。



Q 1

最低賃金額より低い賃金で 契約した場合はどうなるの?



A 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q 2

使用者が最低賃金を 支払っていない場合にはどうなるの?



A 使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。なお、特定最低賃金が適用される場合で、特定最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。



地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

派遣労働者の場合は 派遣先の最低賃金が 適用されます。

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者とその労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

1 派遣先の事業場が他地域にある例



2 派遣先の事業場に
特定最低賃金が適用されている例



人に適用されるんだっ!



支払われる賃金額^{*}を時間給に 換算し、適用される最低賃金額 以上かをチェックしよう!

^{*}最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。
① 福利厚生手当(家族手当など)
② 1か月の請求額に上乗せされる賞与(賞与など)
③ 労務管理上の請求額(労務管理費など)
④ 支払われる賃金(特定最低賃金など)

最低賃金額との比較方法

- 時間給の場合** 時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- 日給の場合** 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
ただし、日給が定められている特定最低賃金が適用される場合には、**日給 \geq 最低賃金額(日額)**
注)日給を所定労働時間で除した場合には、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。
- 月給の場合** 月給 \div 1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- 上記1~3の組み合わせの場合** 例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1,3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

事例1 〇〇県で働くAさんの場合(月給制)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、**160,000円 - 8,000円 = 152,000円**

② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、**152,000円 \div 1か月所定労働時間(160時間) = 950円 > 800円**であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給) 127,000円
職務手当 25,000円
通勤手当 8,000円
合計 160,000円
1か月所定労働時間 160時間
〇〇県最低賃金 800円

事例2 △△県で働くBさんの場合(日給制と月給制の組み合わせの場合)

① 基本給(日給制)を時間額に換算すると、**5,000円 \div 1日所定労働時間(8時間) = 625円**

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、**24,000円 \div 1か月所定労働時間(160時間) = 150円**

③ 上記①と②を合計すると、**625円 + 150円 = 775円 < 800円**となり、最低賃金額を下回ることになります。

基本給 (=5,000円 \times 20日) 100,000円
職務手当 24,000円
通勤手当 8,000円
合計 132,000円
1日所定労働時間 8時間
1か月所定労働時間 160時間
△△県最低賃金 800円

いったいなんだろう?



最低賃金には、 「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」の 2種類があります。



地域別最低賃金

内容^①
「地域別最低賃金」とは、産業や業種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。都道府県ごとに最低賃金が定められています。

適用範囲^②

すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金の決め方^③

中央労働基準委員会^④から示される引上げ額を参考にしながら、地方労働基準委員会^⑤での協議の場を踏まえ(審議・審判後、協議中にも必要な手続を経て、都道府県労働局長が決定します。協議後、労働者、使用者、関係団体などに公表されます。

官報公示

効力の発生
公示の日から30日経過後または
公示の日から30日経過後で指定する日

特定最低賃金

内容^①
「特定最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労働者(基幹的労働者)を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額の高い最低賃金を定めることが必要と認められる業種について設定されており、全国で235件の最低賃金が定められています(平成26年10月1日現在)。

適用範囲^②

特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。
① 100人以上の従業員を有する企業に雇用されている労働者、
② 当該産業の基幹的労働者として認められている労働者(労働者代表者)に雇用されている労働者。

最低賃金の決め方^③

特定の産業について関係労働者の団体に基づき、地方労働基準委員会が必要と認められた場合、賃金の実況調査結果などを踏まえ十分に検討しながら審議を行い、審判後、労働局長が決定します。協議後、都道府県労働局長が決定します。

官報公示

効力の発生
公示の日から30日経過後または
公示の日から30日経過後で指定する日

① 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、両者ともに適用される最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。すべての地域別最低賃金と特定最低賃金は、有期契約労働者にも適用されています。ただし、一部の特定最低賃金は、有期契約労働者には適用されず、有期契約労働者の賃金に適用される最低賃金は、地域別最低賃金に引き上げられる場合があります。

② 一部の労働者は、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方に適用される場合があります。この場合、労働者は、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方に適用される賃金を受け取る必要があります。この場合、労働者は、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方に適用される賃金を受け取る必要があります。

③ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方に適用される労働者には、両者ともに適用される最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。すべての地域別最低賃金と特定最低賃金は、有期契約労働者にも適用されています。ただし、一部の特定最低賃金は、有期契約労働者には適用されず、有期契約労働者の賃金に適用される最低賃金は、地域別最低賃金に引き上げられる場合があります。

④ 中央労働基準委員会は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。